

特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業業務

委託仕様書

1 委託業務の名称

特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 委託業務の目的

本県の市町村国民健康保険（以下「市町村」）における特定保健指導実施率は22.6%（令和4年度）で、国の目標値45%を大きく下回り、その改善が喫緊の課題となっている。

特定保健指導は対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるようにすることを目的としており、保健指導を利用することで生活習慣病の発症予防、重症化防止につながる。

このため、市町村の特定保健指導実施率を向上させ、生活習慣病となる要因の早期介入につなげる取組が必要であることから、特定保健指導に係るデータ分析を行い、有効な介入方法を市町村に提供することで、県内全域での更なる特定保健指導の質の向上を目指すもの。

4 業務内容

令和元年から令和5年までの5年間の国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システムのレセプトデータ、特定健診等データ管理システムの健診データを用いて下記の業務を行う。

(1) データの分析・傾向把握

市区町村ごとに人数及び割合、年次推移等をまとめること。

イ 特定健診の状況

- ・被保険者数の総数、性・年齢階級別の人数、割合
- ・特定健診対象者及び特定健診受診者の総数、性・年齢階級別の人数、割合

ロ 特定保健指導の状況（参照様式を添付）

- ・特定保健指導の実施状況、保健指導の種別内訳、対象者の階層別推移
- ・特定保健指導実施後の行動変容の状況（評価）
- ・実施状況及び評価（5年分の年度別集計、県内・市区町村別・実施機関別）

ハ 特定保健指導の結果分析

- ・問診項目別の割合（地域差がある場合は記載）
- ・特定保健指導の実施日（平日、土日祝日）
- ・特定保健指導判定値の該当項目数（BMI、腹囲、血圧、脂質、血糖、喫煙）の割合
- ・アウトカム評価の設定状況及び評価状況（初回、中間、実績評価時の身体状況、生活習慣、喫煙状況、休養、その他の生活習慣の改善の項目ごとに記載する）
- ・プロセス評価の設定状況及び評価状況（初回、中間、実績評価時の個別支援、グループ支援、電話支援、電子メール、チャット等支援、健診当日の初回面接、健診後1週間以内の初回面接の項目ごとに記載する）
- ・支援内容（初回、中間、実績評価時の支援回数、実施時間、実施ポイント、実施者、支援形態などごとに記載する。）
- ・中間評価時と実績評価時の比較分析

(2) 生活習慣病罹患率や医療費削減にかかる評価

市区町村ごとにまとめること。

イ 実施機関ごとの評価(効果測定)

- ・健康診査検査結果の変化(兩年ともに健診受診者に限定)
- ・糖尿病、高血圧、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析等の生活習慣病罹患率、医療費比較
- ・特定保健指導後の結果を図式化する。

ロ 特定保健指導の有効性の定量評価

特定保健指導終了により生じる将来的な効果を分析する。具体的には下記の効果を定量的に測定すること。

- ・生活習慣病関連医療費の削減効果
- ・介護給付費の削減効果
- ・要介護人数の低減効果

(3) 市町村へのデータ等の提供

下記3点を市町村へ提供する。下記3点の活用方法を具体例や図表を用いて説明できる使用マニュアルや手引きを併せて作成する。なお、ハについては県が認めた場合に限り省略又は代替品の作成を行うものとする。

イ 市区町村ごとのデータ分析した結果のレポート

ロ 対象者に合わせた特定保健指導により行動変容が得られやすい介入プロセスの一覧

ハ 特定保健指導により生じる将来的な生活習慣病罹患率や医療費削減等の特定保健指導の有効性を定量的に見える化するシミュレーションツール

<留意点>

- ・KDB システム等のデータは県が取得し、受注者へ提供するものとする。
- ・KDB システム等のデータは受注者が匿名化作業を行い、匿名化したデータを使用するものとする。匿名化に当たっては、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第43条に規定する匿名加工情報取扱事業者の義務を負うものとする。
- ・KDB システム等のデータや匿名化したデータは何れも県に帰属するものとする。
- ・市町村への提供については、受注者が成果物を県に納品し、県から市町村へ提供する。なお、提供する成果物は下記5(1)ロ、ハ及びニとする。

5 成果物の納入

(1) 成果品(ニは、県が認めた場合に限り省略又は代替品の作成ができるものとする。)

イ 制作物一式を収めた記録メディア(CD-R等)	1部
ロ 市区町村のデータ分析結果レポート	1部
ハ 介入プロセスのシナリオとその使用マニュアル・手引き	1部
ニ シミュレーションソフトとその使用マニュアル・手引き	1部
ホ 事業全体の報告書	1部

(2) 納入期限

令和7年3月21日

6 業務計画書及び業務完了報告書の提出

- (1) 本事業の委託契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 本業務が終了した後、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 県は、必要に応じて、業務実施状況の報告を求めることができるものとする。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は県に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び業務完了後も業務に関係ない第三者に漏らしてはならない。

(3) 匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報は、個人データ等に含まれないものとし、匿名加工情報が作成された後は、受注者は、個人情報保護法第44条から第46条までに規定する匿名加工情報取扱事業者の義務を負うものとする。

8 個人情報の取扱い

個人情報の取扱は、別紙1「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策は、別紙2「情報セキュリティ特記事項」によるものとする。

10 経費

本事業の実施に必要な全ての経費は委託金に含むものとする。

11 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。